



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
7月22日  
号外(5)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 人事委員会規則

- ※職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 2

## 人事委員会規則

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月22日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

滋賀県人事委員会規則第20号

### 職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給料の調整額に関する規則(昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の子ども家庭相談センターの項中「2.3」を「2.8」に、

「 1.5 」	を	「 2 ----- 1.5 」	に改める。
------------	---	--------------------------	-------

### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日から適用する。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月22日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

滋賀県人事委員会規則第21号

### 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8条第1項第4号イ」を「第8条第1項第5号イ」に改める。

第25条の2を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)

**第25条の2** 条例第42条第2項に規定する人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員とは、次に掲げる作業に従事する職員(第2号アにあつては、医師または看護師である者に限る。)とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の病原体を検索する作業
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染した疑いのある者(以下この項および第3項において「感染者等」という。)が療養等のために滞在する施設等(以下この項において「療養施設等」という。)において行う作業であつて、次に掲げるもの
  - ア 新型コロナウイルス感染症の検体を採取する作業
  - イ 感染者等が使用した物を処理する作業

ウ 関係機関との連絡調整、感染者等の食事の搬入その他の療養施設等を運営するために必要な作業（1時間以上にわたるものに限る。）

エ 感染者等の移送その他の感染者等に接して行う作業

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずると認める作業

2 前項に規定する職員に対しては、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。

3 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる作業 340円

(2) 第1項第2号アに掲げる作業 4,000円

(3) 第1項第2号（アを除く。）および同項第3号に掲げる作業 3,000円（同項第2号エおよび同項第3号に掲げる作業であつて、感染者等の身体に接触し、または1時間以上にわたり感染者等に接して行われるものにあつては、4,000円）

#### 付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の第25条の2の規定 令和2年2月1日

(2) 改正後の第2条第2項の規定 令和2年4月1日

-----  
滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月22日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

滋賀県人事委員会規則第22号

#### 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第17号」を「第18号」に改め、同項に次の1号を加える。

(18) 感染症等対処作業

ア 警察職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項および第3項に規定する感染症ならびに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症をいう。以下この号において同じ。）に感染した者または感染した疑いのある者に接して行う作業であつて、被疑者の逮捕または留置、交通の取締りその他の警察活動に係るもの

イ 警察職員が感染症の病原体に汚染された死体または汚染された疑いのある死体に接して行う作業

ウ 警察職員が感染症または家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病をいう。）の病原体に汚染された物件または汚染された疑いのある物件を処理する作業（イに掲げる作業を除く。）

第2条第13項中「第6条第17項」を「第6条第18項」に改め、同条第15項を同条第18項とし、同条第14項を同条第17項とし、同条第13項の次に次の3項を加える。

14 条例第10条第2項に規定する人事委員会の定める特別の危険を伴う特殊の勤務に従事する職員とは、次に掲げる作業に従事する警察職員とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項および次項において同じ。）に感染した者または感染した疑いのある者（第16項において「感染者等」という。）に接して行う作業であつて、被疑者の逮捕または留置、交通の取締りその他の警察活動に係るもの

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された死体または汚染された疑いのある死体（第16項において「汚染死体」という。）に接して行う作業

(3) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件または汚染された疑いのある物件を処理する作業（前号に掲げる作業を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずると認める作業

15 前項に規定する警察職員に対しては、新型コロナウイルス感染症対処作業手当を支給する。

16 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円（感染者等の身体もしくは汚染死体に接触し、または1時間以上にわたり感染者等もしくは汚染死体に接して行われるものにあつては、4,000円）とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

